

がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワーク

コンソーシアム

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 「がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究班」中に設けるコンソーシアムの名称は「がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、がんのリハビリテーション診療およびリンパ浮腫診療の発展と知識の普及、関係する団体の診療ネットワークの構築に関する事業を行い、もって医療および社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体間の情報共有
- (2) 加盟団体間の連携を促進するための支援
- (3) がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワーク事業の実施
- (4) がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワーク推進に向けた情報発信
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第2章 会 員

(構成員)

第4条 加盟団体から推薦された2名以内の者と会長がその活動に寄与すると認めた有識者等を本コンソーシアムの構成員(以下会員という)とする。

2 会員は、自らの任期中においては、次の場合であって会長が承認した場合のみ、他の者に企画委員の職を譲ることができる。但し、新たに任命される会員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 所属する加盟団体の者に会員の職を譲る場合
- (2) 代表する加盟団体の組織に変更が生じる場合
- (3) その他、前号に準ずる理由の場合

(加盟手続き)

第5条 本コンソーシアムに加盟を希望する団体は、所定の申請書において、加盟の希望を表明し、第4章第14条に定める企画委員会の承認を受けるものとする。

(会費)

第6条 本コンソーシアムの加盟団体等会費は無料とする。

但し、会費を徴収する必要性が生じた場合には、その会費について、総会において検討を行うものとする。

(アドバイザー)

第7条 本コンソーシアムにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、関係委員団体及び省庁関係者で、その参加が本コンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

3 アドバイザーは、本コンソーシアムの活動に必要なに応じて参加し、本コンソーシアムの目的達成のため助言を行うことができるものとする。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第8条 本コンソーシアムに次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会員から総会において選任する。

3 副会長は、会員の中から会長が指名し、総会で選任する。

4 会長、副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1年とする。但し、再任することができる。

(仕事満了または辞任の場合)

第 11 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 組 織

(総会)

第 13 条 本コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

2 総会は、会長が招集し、議長を務める。

3 総会は、会員をもって構成し、年 1 回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

4 総会は、本コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

5 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

6 会員は総会において、各 1 個の議決権を有する。

7 総会の議事は、出席者（委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画委員会)

第 14 条 本コンソーシアムに執行機関として企画委員会を置く。

2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成される。

3 企画委員の任期は原則として 1 年とする。但し、再任することができる。

4 企画委員会は、本コンソーシアム全体の事業計画及び事業報告及び本コンソーシアムの運営に関する以下の重要事項を審議し、決定する。

(1) 加盟団体の加盟・退会・除名に関すること

(2) 本コンソーシアムの活動に関すること

(3) 本コンソーシアムの規約等に関すること

(4) 第 15 条に定める専門ワーキング・グループの設置

(5) その他、本コンソーシアムの目的に資すること

5 企画委員会は、会長が招集し、会長が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

6 企画委員会は、企画委員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

7 企画委員会の議事は、出席企画委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は必要があると認めるときは、企画委員会に会員及びオブザーバーの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門ワーキング・グループ)

第 15 条 企画委員会の決定に基づき本コンソーシアムに専門ワーキング・グループを課題ごとに設置することができる。

2 各ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、方針の決定やその他について自ら規定を定めることができる。

(成果の公開)

第 16 条 本コンソーシアムの活動成果は、加盟団体の承認を得たうえで、広く公開することとする。

(事務局)

第 17 条 本コンソーシアムに事務局を置く。

2 事務局は、総会、企画委員会の決定及び会長の指示に基づき、本コンソーシアムの運営に必要な業務を行うために「がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究班」事務局内に置く。

3 事務局を担当する機関は、会員及び会員の連絡担当者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。

4 事務局を担当する機関が交代する場合には、会員及び会員の連絡担当者の個人情報を新たな事務局に引き継ぐものとする。

(事業年度)

第 18 条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 補 則

(規約の変更)

第 19 条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(細則)

第 20 条 本コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、企画委員会の承認を得た後、会長が別に定める。

(解散)

第 21 条 本コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

(附則)

この規約は、本コンソーシアムの設立の日(2023年11月25日)から施行する。

2 本コンソーシアムの設立初年度の議決については、「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

3 本コンソーシアムの設立初年度の役員、企画委員の任期については、規定にかかわらず 2025 年 3 月 31 日までとする。

4 発足時の加盟団体は次に掲げる団体とする。

- ・ 一般社団法人全国デイ・ケア協会
- ・ 公益社団法人全国老人保健施設協会
- ・ 一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・ 公益財団法人日本訪問看護財団
- ・ 一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会
- ・ 一般社団法人キャンサーフィットネス
- ・ 特定非営利活動法人リンパカフェ
- ・ リンパ浮腫ネットワークジャパン
- ・ 一般社団法人 ICAA
- ・ 一般社団法人 THAC 医療従事者研究会
- ・ 学校法人呉竹学園東京医療専門学校
- ・ Dr. Vodder Academy Japan
- ・ 特定非営利活動法人日本医療リンパドレナージ協会
- ・ 一般社団法人日本作業療法士協会
- ・ 日本 DLM 技術者会
- ・ 一般社団法人日本浮腫緩和療法協会
- ・ 公益社団法人日本理学療法士協会
- ・ フランシセラピストスクール日本校
- ・ 一般財団法人ライフ・プランニング・センター
- ・ がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究班
がんのリハビリテーション診療分野
- ・ がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究班
リンパ浮腫診療分野

5 この規約の変更は、2024 年 5 月 10 日から施行する。